

損失補償契約書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
補償金									

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、末尾記載の仮換地（以下「仮換地」という。）を使用収益できない状態で末尾記載の建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下「建築物等」という。）を解体収去して、仮換地が使用可能となった時点で再築する方法をとること（以下「中断移転」という。）に伴い生じる損失について、土地及び建築物等の所有者（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）との間に、頭書の補償金及び次の条項により補償契約を締結する。

（条 項）

第1条 頭書の補償金は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間において、中断移転に伴い生じる損失の補償（以下「中断補償」という。）として乙が甲に対し支払うものとし、甲は頭書の補償金を除くほか、当該期間における中断補償については、今後一切の請求をしないものとする。

第2条 本契約に基づく頭書の補償金は、甲の請求により次の日程に従い支払うものとする。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、請求を受理した日から起算して30日以内にその額を甲に支払わなければならない。

令和 年 月 日 以降 金 円

令和 年 月 日 以降 金 円

令和 年 月 日 以降 金 円

令和 年 月 日 以降 金 円

第3条 甲は、本契約締結後に末尾記載の土地の権利及び本契約から生ずる一切の権利又は義務を他に譲渡してはならない。ただし、予め乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第4条 第1条に定める期間内に仮換地（仮換地変更指定があった場合には、当該変更

指定後の仮換地を含む。以下この条において同じ。）の使用収益が可能となった場合、同条の規定にかかわらず、乙が通知する仮換地の使用収益開始日の前日をもって補償期間は終了するものとし、仮換地の使用収益開始日以降の補償は行わないものとする。

また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第5条 甲が本契約締結後に末尾記載の土地の所有権を他に譲渡した場合、所有権の譲渡の日以降の補償は行わないものとし、また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第6条 第1条に定める期間の終了後において、なお仮換地が使用収益できない場合、別途損失補償契約を締結することとする。

第7条 この契約について、第三者から異議の申出又は権利の主張等があったときは、甲は責任をもって解決するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 大阪市

契約担当者 大阪市都市整備局長

印

土 地						建築物等
従 前 地			仮 換 地			
町丁名	地 番	面 積	街 区	符号	面 積	延床面積 m ²
区		m ²			m ²	

損失補償契約書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
補償金									

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、末尾記載の仮換地（以下「仮換地」という。）を使用収益できない状態で末尾記載の建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下「建築物等」という。）を解体収去して、仮換地が使用可能となった時点で再築する方法をとること（以下「中断移転」という。）に伴い生じる損失について、末尾記載の土地に借地権を有する建築物等の所有者（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）との間に、頭書の補償金及び次の条項により補償契約を締結する。

（条 項）

第1条 頭書の補償金は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間において、中断移転に伴い生じる損失の補償（以下「中断補償」という。）として乙が甲に対し支払うものとし、甲は頭書の補償金を除くほか、当該期間における中断補償については、今後一切の請求をしないものとする。

第2条 本契約に基づく頭書の補償金は、甲の請求により次の日程に従い支払うものとする。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、請求を受理した日から起算して30日以内にその額を甲に支払わなければならない。

令和 年 月 日以降 金 円

令和 年 月 日以降 金 円

令和 年 月 日以降 金 円

令和 年 月 日以降 金 円

第3条 甲は、本契約締結後に末尾記載の土地の権利及び本契約から生ずる一切の権利又は義務を他に譲渡してはならない。ただし、予め乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第4条 第1条に定める期間内に仮換地（仮換地変更指定があった場合には、当該変更

指定後の仮換地を含む。以下この条において同じ。）の使用収益が可能となった場合、同条の規定にかかわらず、乙が通知する仮換地の使用収益開始日の前日をもって補償期間は終了するものとし、仮換地の使用収益開始日以降の補償は行わないものとする。

また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第5条 甲が本契約締結後に末尾記載の土地の借地権を他に譲渡した場合、借地権の譲渡の日以降の補償は行わないものとし、また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第6条 第1条に定める期間の終了後において、なお仮換地が使用収益できない場合、別途損失補償契約を締結することとする。

第7条 この契約について、第三者から異議の申出又は権利の主張等があったときは、甲は責任をもって解決するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名



乙 大阪市
契約担当者 大阪市都市整備局長



土 地						建築物等
従 前 地			仮 換 地			
町丁名	地 番	面 積	街 区	符号	面 積	延床面積 m ²
区		m ²			m ²	

損失補償契約書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
補償金									

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、末尾記載の仮換地（以下「仮換地」という。）を使用収益できない状態で末尾記載の建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下「建築物等」という。）を解体収去して、仮換地が使用可能となった時点で再築する方法をとること（以下「中断移転」という。）に伴い生じる損失について、建築物等の占有者（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）との間に、頭書の補償金及び次の条項により補償契約を締結する。

（条 項）

第1条 頭書の補償金は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間において、中断移転に伴い生じる損失の補償（以下「中断補償」という。）として乙が甲に対し支払うものとし、甲は頭書の補償金を除くほか、当該期間における中断補償については、今後一切の請求をしないものとする。

第2条 本契約に基づく頭書の補償金は、甲の請求により次の日程に従い支払うものとする。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、請求を受理した日から起算して 30 日以内にその額を甲に支払わなければならない。

令和 年 月 日 以降 金	円
令和 年 月 日 以降 金	円
令和 年 月 日 以降 金	円
令和 年 月 日 以降 金	円

第3条 甲は、本契約締結後に末尾記載の建築物等の権利及び本契約から生ずる一切の権利又は義務を他に譲渡してはならない。

第4条 第1条に定める期間内に仮換地（仮換地変更指定があった場合には、当該変更

指定後の仮換地を含む。以下この条において同じ。）の使用収益が可能となった場合、同条の規定にかかわらず、乙が通知する仮換地の使用収益開始日の前日をもって補償期間は終了するものとし、仮換地の使用収益開始日以降の補償は行わないものとする。

また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第5条 甲が本契約締結後に末尾記載の建築物等の賃借権等を他に譲渡した場合、賃借権等の譲渡の日以降の補償は行わないものとし、また、頭書の補償金について、乙は日割りで再算定を行い、清算するものとする。

第6条 第1条に定める期間の終了後において、なお仮換地が使用収益できない場合、別途損失補償契約を締結することとする。

第7条 この契約について、第三者から異議の申出又は権利の主張等があったときは、甲は責任をもって解決するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名



乙 大阪市

契約担当者 大阪市都市整備局長



土 地						建築物等
従 前 地			仮 換 地			
町丁名	地 番	面 積	街 区	符号	面 積	占有面積 ㎡
区		㎡			㎡	